

DISCLOSURE

2022

金沢中央信用組合
信頼へのあゆみ

KANAZAWA CHUO COMMUNITY BANK



— 経営理念 —

地域の人々から必要とされ、信頼される協同組織金融機関として「相互扶助」の精神のもと、中小零細事業者・勤労者とともに栄える。

当組合の概要

- ◆名 称 金沢中央信用組合
- ◆所 在 地 石川県金沢市上近江町15番地
- ◆設 立 大正13年2月4日
- ◆出 資 金 5億5千9百万円
- ◆組合員数 3,626人
- ◆預 金 高 214億円
- ◆貸 出 金 108億円
- ◆常勤役員数 28名
- ◆店 舗 数 3店舗

Contents

ごあいさつ	2
事業方針	3
法令遵守体制（コンプライアンス）	3
令和3年度 経営環境・事業概況	4
中期経営計画	5
リスク管理	6
地域貢献に関する事項	16
総 代 会	22
役員等の報酬体系	24
事業の組織	25
主要な事業の内容	28
資料編	32

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

本年も当組合の歩みと現状について、より一層ご理解を深めていただきたく、『DISCLOSURE 2022 金沢中央信用組合 信頼へのあゆみ』を作成いたしました。

令和3年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大による「まん延防止等重点措置」発令などの影響により、総じて厳しい1年となりましたが、ここに来て、漸くウイズコロナに向けた動きも感じられるようになりました。

一方、今年に入って2月下旬のロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降、原材料価格の高騰に加えエネルギー価格が高騰し、世界の経済はもとより、国内経済においても不透明感が高まっており、地域経済への更なる影響が懸念されるところです。

この1年、当組合では組合員あってこそその組合であることを再認識し、組合員の皆さまの要望に迅速に応えられるよう、資金供給のみならず、各種補助金・助成金の申請サポートなどウイズコロナ・アフターコロナに向けての取組支援に努めてまいりました。

また、当組合は信用組合の基本理念である「相互扶助」の精神のもと、組合員の悩みや課題を自分たちのものと受け止め、その解決に向けて、共に考え、共に取り組んでまいりる覚悟であります。

結びに、私ども金沢中央信用組合は、これからも組合員の方々から「ちゅうしん」と愛称で呼ばれ、『愛される・親しまれる・頼られる』業域・地域のコミュニティ・バンクとして、「フットワーク」と「フェイス・トゥ・フェイス」をモットーに、組合員の皆さまとの「共通価値を創造」し、「ともに栄え」、「ともに歩んでいく」ことを目指してまいります。

どうかこのディスクロージャー誌をご高覧いただき、今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月



理事長 山口 孝

事業方針

■ 経営の健全性確保

- (1) 取引先の悩み・経営課題を共有し、公認会計士・税理士等、外部の人材活用等により問題解決の手助けを行い、堅い信頼関係の構築と取引先の事業の再構築を側面的に支援することで貸出資産の健全化を進めます。
- (2) 小口多数取引に徹し、収益力の強化とリスク分散を進め、リスク管理の強化により資産の健全化を進めます。
- (3) リスク管理態勢の整備強化を図り、各種リスクを事前把握することにより、リスクの顕在化の防止・抑制に努めます。

■ コンプライアンスの徹底

- (1) 組合員からの信頼獲得のため誠実かつ公正な業務の遂行等により、顧客保護等管理態勢の構築・推進に努めます。
- (2) 定期的な内部研修をはじめ、常勤監事による全職員に対する個別ヒアリングの実施等により、コンプライアンスに対する意識の醸成と不祥事件の未然防止に努めます。

■ 働きがいの追求

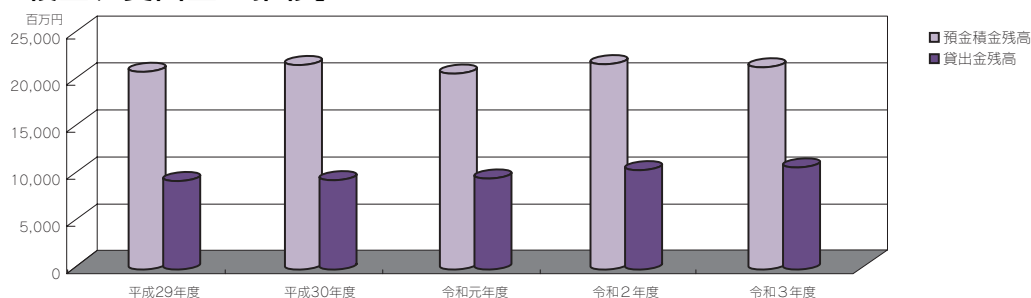
- (1) 組合員のニーズに応えられる人材を育成するため、通信講座を含めた研修体制を整備するとともに自己啓発を促進します。
- (2) 働く職員同士のコミュニケーションの向上と、職員一人ひとりがスキルアップすることにより、働くことへの意義を感じ、働きがいのある職場づくりを目指します。

法令遵守体制（コンプライアンス）

コンプライアンスとは、法令や諸規定はもとより、社会的規範に至る、あらゆるルールを遵守することであり、当組合では次の法令遵守体制を進めております。

1. コンプライアンスの主管部署を総務部と定め、年間計画を記したコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、理事会の承認を得て実施しております。
2. コンプライアンス・プログラムは、年間計画に基づき、定期的（隔月）に開催する役職員全体会議の最重要議題として取組んでおり、実施状況については理事会へ報告しております。
3. コンプライアンスは、役職員一人ひとりの意識が最も大切であり、全役職員にコンプライアンス・マニュアルを配布し啓発を推進するとともに、半期に一度コンプライアンスに関する自己診断を実施しております。
4. 顧客からの苦情等の円滑な解決を図るとともに、業務の改善と顧客満足の向上に役立てるため、顧客サポート管理規程等を定め遵守しております。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、反社会的勢力対応管理規程等を定め遵守しております。

【預金・積金、貸出金の推移】



令和3年度 経営環境・事業概況

当期における北陸地域の景気は、昨年に続き新型コロナウイルスのまん延に悩まされました。コロナ後を見据えた企業の設備投資は持ち直しつつあるものの、公共投資は弱めの動きが続き、個人消費についても所得環境の改善が鈍いことから、一部に下押し圧力が続いており、未だ回復途上にあります。

当組合の主要取引業界においても、三度に亘るまん延防止等重点措置の適用等により人の流れが停滞し、飲食・卸売・小売業を中心に厳しい状況が続いています。

このような状況の中、当組合の令和3年度の営業成績は以下の通りとなりました。

■ 預金・積金

今期は個人預金、法人預金ともに減少し、預金積金の期末残高は、前期比3億4千7百万円減少の214億7千9百万円となりました。

■ 貸出金

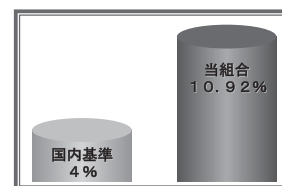
個人向け消費性資金は若干減少したものの、事業性資金は増加し、前期比3億4千2百万円増加の108億5千5百万円となりました。

■ 収益・費用

収益面においては、経常収益は資金運用収益、役務取引収益は減少したものの、臨時収益が増加したことから、ほぼ前期並みの3億7百万円を確保しました。一方、経常費用は経費の増加があったものの、有価証券の減損処理を余儀なくされた前期に比べ、6千5百万円減少の2億6千6百万円となり、経常利益は4千1百万円となりました。しかしながら保有不動産の使用方法の変更による減損処理を実施し、特別損失へ1千万円計上したことから、当期純利益は2千9百万円となりました。

■ 自己資本比率

当期末の自己資本比率は、貸出金の増加により分母となるリスクアセットが増加したことから、対前期末比0.04ポイント低下の10.92%となりました。国内基準の4.0%を上回る自己資本比率を確保しております。



【主要な経営指標の推移】

(単位：千円、%、人、口)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
利益	経常収益	309,459	317,370	302,705	307,369	307,386	
	経常利益	32,490	38,120	24,472	△ 24,682	41,057	
	当期純利益	31,499	37,745	24,175	△ 24,979	29,964	
残高	預金積金残高	20,998,771	21,721,596	20,755,830	21,827,375	21,479,636	
	貸出金残高	9,361,411	9,531,999	9,679,751	10,513,105	10,855,842	
	有価証券残高	5,718,872	6,043,344	6,195,893	6,304,864	6,285,768	
	総資産額	23,497,085	24,380,741	23,267,674	25,862,397	25,252,221	
	純資産額	1,361,925	1,411,438	1,375,980	1,367,666	1,359,474	
自己資本比率(単体)		10.59	10.47	10.45	10.96	10.92	
普通出資	出資総額	365,551	365,185	362,372	359,572	359,871	
	出資総口数	731,102	730,370	724,744	719,145	719,743	
	組合員数	個人	3,359	3,378	3,324	3,292	3,226
		法人	394	393	403	401	400
		合計	3,753	3,771	3,727	3,693	3,626
出資に対する配当金	7,302	7,309	7,280	3,612	7,203		
優先出資	出資総額	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
	出資総口数	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
	組合員数	個人	—	—	—	—	—
		法人	1	1	1	1	1
		合計	1	1	1	1	1
出資に対する配当金	3,240	3,240	3,240	3,240	2,360		
職員数	男性	16	15	14	13	12	
	女性	12	11	14	12	12	
	合計	28	26	28	25	24	

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

～組合設立100周年に向けて～

令和3年組合発祥の地である近江町市場が開設300年を迎えました。また令和6年2月に組合は設立100周年を迎えます。この大きな節目に向けて健全経営に努めます。

【我々役職員は行動します】

私たちは、愛される・親しまれる・頼られる信用組合へと、組合員に必要とされ、信頼される役職員を目指します

自分たちの存在意義・存在価値を高めることで、スケールではなく個性を生かしたオンリーワンを目指します

収益力の強化

- 貸出金の増強を第一とする。そのために、営業推進体制の強化と、ターゲット先を明確にした提案活動の徹底により、融資中心の渉外体制を構築します。
- 役務取引収益の増収を図り、業務の効率化による生産性の向上に努めます。

中小規模事業者に対する支援と地域活性化への取り組みの強化

- 組合員である中小規模事業者への積極的かつ継続的な信用供与を通しての支援体制を継続します。
- 経営改善・事業再生、創業支援・新事業立ち上げ、事業承継におけるコンサルタント機能を通して、地域活性化を図るべく更なる体制整備の強化を図ります。

人材の育成と働きがいのある職場づくり

- 将来に向けての人材育成は重要な課題であり、能力向上の施策を通して、顧客より信頼される職員の育成を目指します。

リスク管理

リスク管理の体制

■ リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展などにより金融機関を取巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性は一段と高まっております。

当組合では、経営の健全性の維持・向上を図るため、リスク管理を重要な経営課題の1つと位置付け、「各リスク管理方針・規程」に則り、各リスクの把握とリスクの顕在化未然防止・抑制に努めております。

また、「統合的リスク管理方針」、「統合的リスク管理規程」に基づき、当組合の規模・特性に見合った統合的リスク管理態勢の整備を図るとともに管理体制の確立に努めてまいります。

■ 信用リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金などの資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを最重要リスクと認識の上、「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」及び「与信に関する基本方針（クレジットポリシー）」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを認識する管理態勢の構築に努め、融資に際しては厳正な審査を実施しております。

また、信用リスクの管理にあたっては、「信用リスク管理システム」を審査に活用するとともに、特定先に対する過度な与信集中を排除するため、与信限度枠を設定するなどして管理の強化に努めております。

貸倒引当金については、「資産の自己査定基準書」に基づき厳格な資産査定を行い、「償却・引当に関する基準書」に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

○リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母に相当するリスク・アセット額を求めるために使用する資産に対する掛目のことです。

当組合の保有する資産の一部（有価証券等）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 格付投資情報センター（R & I）
2. 日本格付研究所（J C R）
3. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
4. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S & P）

○信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保や保証に過度に依存しないよう努めております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

万一、与信取引においてお客様が期限の利益を失われた場合には、預金相殺を用いる場合がありますが、この際、信用リスク削減方策の一つとして、各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、払戻充当いたします。なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法における、適格金融資産担保付取引においては、当組合は簡便手法を用いており、自組合預金積金の担保に関する手続きについては、組合が定める「貸出事務取扱要領」等に基づき、適切な事務取扱いを行っております。

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付として証券化し、第三者に売却することをいいます。

一般的には、証券の裏付となる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当組合においては、いずれも該当する取引は行っておりません。したがって、証券化に関するエクスポージャー及びリスクは存在しません。

■ 市場リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、経営体力に見合った適正な水準にリスクをコントロールし、適正な収益を確保することを基本方針としております。

市場リスク管理の方法については、「市場リスク管理規程」においてリスク限度枠と限度枠に対するアラーム・ポイントを定め、VaR（バリュー・アット・リスク）手法により行っております。また、その内容を常勤会に報告するとともに必要に応じて対応について協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ 流動性リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、必要な資金の確保ができなかったり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

当組合では、資金繰りの状況・見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握・管理することにより、経営基盤の安定性の向上を図るとともに、平常時においても流動性危機時を想定しての対応策を確立することを基本方針としております。

流動性リスクの管理については、資金繰り管理部門が日次の資金繰り及び支払準備資産の状況を把握するとともに、その状況について定期的に常勤会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、信用リスク、市場リスク、流動性リスク以外の全てのリスクを「オペレーショナル・リスク」と捉え、その主なものとして「事務リスク」、「システムリスク」、「人的リスク」、「風評リスク」等があると考えております。これらのリスクをはじめ、多様化かつ複雑化するリスクに対し顕在化の未然防止及び発生時における影響度の最小化を図るため、基本的な管理方針及び管理規程の整備など、管理態勢の構築に努めております。また、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備など、顧客保護の観点を重視した体制整備に努めております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

■ 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要に関する事項

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式及び全信組連などへの出資金が該当します。当組合では、リスク管理に配慮した余裕資金の効率かつ安全な運用を図るため「余裕資金運用規程」、「有価証券運用規程」及び「市場リスク管理規程」を制定しており、上場株式等の有価証券の運用・管理については、各規程に基づき、適正な運用とともに適切なリスク管理に努めております。

また、非上場株式及びその他出資金に関しては、当組合が定める内部規程に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当組合は令和4年3月31日現在、上場株式は保有しておりません。

■ 金利リスクに関する事項

○リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすことをいいます。

当組合では、金利リスクについて、安定した収益を上げるためには一定のリスクテイクは必要であり、一方では経営体力（自己資本）に見合う範囲内に抑制することが重要であると認識しております。

リスク管理については、銀行勘定に対する一定の市場金利変動を想定した金利リスク量を算定し、その結果を常勤会に報告するとともに、必要に応じて適切な対応をとる体制としております。

○内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当組合では、保有する資産・負債のうち、貸出金、預け金、有価証券、預金等についての金利変動により発生するリスク量を、経済価値変化（ $\Delta E V E$ ）により計測しています。円金利ショック幅を1%とし、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化について算出しております。なお、算出における行動オプション性の考え方は、「コア預金」については保守的な前提に基づき考慮しておりますが、「固定金利貸出の期限前解約」及び「定期預金の早期解約」については考慮しておりません。

■ 自己資本の構成に関する事項

○自己資本の充実の状況

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,280,419	1,301,119
うち、出資金及び資本剰余金の額	759,572	759,871
うち、利益剰余金の額	552,678	520,846
うち、外部流出予定額(△)	6,852	9,563
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	19,424	22,842
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	19,424	22,842
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	5,927	3,951
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,305,770	1,327,913
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,293	7,384
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,293	7,384
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,293	7,384

自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	1,302,477	1,320,528
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		11,358,521	11,577,845
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		43,904	43,904
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)		-	-
うち、繰延税金資産		-	-
うち、前払年金費用		-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-	-
うち、上記以外に該当するものの額		43,904	43,904
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		515,450	514,894
信用リスク・アセット調整額		-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額		-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)		11,873,971	12,092,739
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (二))		10.96%	10.92%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

○自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	金沢中央信用組合	金沢中央信用組合
自己資本調達手段の種類	普通出資	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	359,871千円	400,000千円
償還期限	-	-
配当率	年2.00%	年0.59% (5年固定型)



■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	11,358,521	454,340	11,577,845	463,113
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	11,312,667	452,506	11,531,690	461,267
(i) ソブリン向け	69,858	2,794	68,742	2,749
(ii) 金融機関向け	2,148,626	85,945	1,955,418	78,216
(iii) 法人等向け	5,679,234	227,169	6,032,855	241,314
(iv) 中小企業等・個人向け	730,005	29,200	658,740	26,349
(v) 抵当権付住宅ローン	165,827	6,633	153,395	6,135
(vi) 不動産取得等事業向け	1,997,160	79,886	2,064,512	82,580
(vii) 三月以上延滞等	39,058	1,562	29,705	1,188
(viii) 出資等	22,825	913	22,825	913
出資等のエクスポージャー	22,825	913	22,825	913
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	296,267	11,850	293,263	11,730
(xi) その他	163,802	6,552	252,233	10,089
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	43,904	1,756	43,904	1,756
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,950	78	2,250	90
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	515,450	20,618	514,894	20,595
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	11,873,971	474,958	12,092,739	483,709

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

○信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位：千円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
		信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		令和2年度	令和3年度
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
国 内		25,931,902	25,366,110	10,685,096	11,015,176	4,052,076	4,150,905	94,171	58,200
国 外		—	—	—	—	2,175,572	1,973,984	—	—
地域別合計		25,931,902	25,366,110	10,685,096	11,015,176	6,227,649	6,124,889	94,171	58,200
製 造 業		1,356,180	1,486,739	553,355	684,219	802,824	802,519	—	—
農 業、林 業		1,852	1,251	1,852	1,251	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、砕石業、 砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		685,446	654,260	385,253	354,068	300,192	300,192	—	—
電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業		501,423	701,349	—	—	501,423	701,349	—	—
情 報 通 信 業		100,127	100,127	—	—	100,127	100,127	—	—
運 輸 業、郵 便 業		493,575	474,943	393,446	374,814	100,129	100,129	—	—
卸 売 業、小 売 業		3,587,752	3,763,253	3,486,661	3,662,409	100,938	100,712	49,309	39,066
金 融 業、保 険 業		10,956,689	9,840,352	—	50,000	2,275,723	1,973,897	—	—
不 動 産 業		2,259,275	2,359,085	1,813,000	1,912,778	441,774	441,806	—	—
物 品 賃 貸 業		—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業		57,873	55,057	57,873	55,057	—	—	—	—
宿 泊 業		9,002	6,997	9,002	6,997	—	—	—	—
飲 食 業		1,145,726	1,138,249	1,145,726	1,138,249	—	—	32,414	8,784
生活関連サービス業、 娯 楽 業		77,642	104,646	77,642	104,646	—	—	—	—
教育、学習支援業		—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉		—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		777,827	618,044	576,859	517,089	200,118	100,105	—	—
そ の 他 の 産 業		505	505	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		1,307,094	1,407,369	—	—	1,304,154	1,403,803	—	—
個 人		2,160,421	2,153,595	2,160,421	2,153,595	—	—	12,447	10,349
そ の 他		453,485	500,282	24,000	—	100,243	100,245	—	—
業 種 別 合 計		25,931,902	25,366,110	10,685,096	11,015,176	6,227,649	6,124,889	94,171	58,200
1 年 以 下		8,950,748	10,162,566	3,505,419	3,977,691	514,696	852,845		
1 年 超 3 年 以 下		5,265,096	3,925,327	1,873,067	1,724,454	1,142,028	700,873		
3 年 超 5 年 以 下		2,326,883	2,144,232	1,324,373	1,343,269	902,509	800,963		
5 年 超 7 年 以 下		1,468,803	1,550,462	1,068,803	1,150,462	400,000	400,000		
7 年 超 10 年 以 下		2,704,246	2,804,851	1,237,083	1,136,166	1,467,162	1,668,684		
10 年 超		3,961,810	3,868,747	1,660,558	1,667,223	1,801,252	1,701,523		
期間の定めのないもの		1,254,312	909,922	15,789	15,907	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		25,931,902	25,366,110	10,685,096	11,015,176	6,227,649	6,124,889		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産及びその他の資産等が含まれます。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	当期増減額	期末残高	当期増減額
一般貸倒引当金	19,424	9,453	22,842	3,418
個別貸倒引当金	161,224	△ 37,986	138,535	△ 22,689
合計	180,648	△ 28,532	161,377	△ 19,271

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：千円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	令和2年度		令和3年度		令和2年度	令和3年度
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高		
製造業	-	-	-	-	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、砕石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	△ 4,988	5,641	△ 772	4,869	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	△ 22,010	132,403	△ 10,929	121,473	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	△ 5,577	13,698	△ 10,309	3,388	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	-	-	-	-	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	△ 5,409	9,480	△ 678	8,802	-	-
合計	△ 37,986	161,224	△ 22,689	138,535	-	-

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 貸出金償却は、個別貸倒引当金の目的取崩分（2年度：3,951千円 3年度：なし）を除いて記載しております。
 3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定めるリスク・ウェイトの区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	3,611,170	-	3,704,771
10%	-	698,587	-	687,422
20%	500,650	10,141,967	500,663	8,975,644
35%	-	473,791	-	438,271
40%	-	300,718	-	400,984
50%	2,004,380	92,169	2,204,546	62,472
75%	-	830,753	-	718,684
100%	443,358	6,755,553	242,360	7,346,917
150%	-	12,154	-	18,729
250%	-	66,644	-	64,642
1250%	-	-	-	-
合計	2,948,389	22,983,512	2,947,570	22,418,541

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	665,642	618,257	26,479	21,949	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー）を含みません。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

○出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	219,125	—	219,125	—
合 計	219,125	—	219,125	—

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ありません。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(注)「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

■ 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	604	557	7	4
2	下方パラレルシフト	0	0	3	7
3	スティープ化	498	477		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	604	557	7	7
		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	1,302		1,320	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信用組合ブランドステートメント

「信用組合とは」

信用組合は、「相互扶助」を理念とし、中小企業・小規模事業者等や地域、業域、職域の生活者がお互いに支え合い、夢をかなえるために、一人ひとりが預金しあい、必要な時に適切な審査のもとに融資することを使命とする「中小企業等協同組合法」に基づく協同組合組織の金融機関です。株式会社が、株主のための最大利益の追求を目的としているのに対して、協同組合である信用組合は、適正な利益と組合員の発展に貢献することを目的とする金融機関です。

「基本理念」

信用組合の基本理念である「相互扶助」は不変であり、この「相互扶助」は、社会福祉的な弱者同士の扶助ではなく、自助のために相互に協力し、同時に自立した者同士が協同することです。

「経営ビジョン」

新たな相互扶助の実践

信用組合は、これまでは主として金融サービス、とりわけ「資金の融通における相互扶助」を中心としてきました。今後、社会・経済の構造的な変化が見込まれる中で、次の三つの相互扶助を実践していきます。

- 1) 「資金の融通による相互扶助」
- 2) 組合員に対するコンサルティング等「知恵(創意工夫)による相互扶助」

- 3) 組合員相互、信用組合相互及び信用組合と地域社会等をつなぐ「ネットワーク化による相互扶助」

「信用組合の約束」

信用組合は、中小企業や小規模事業者等、地域・業域・職域の生活者である組合員に対して、きめ細かな訪問活動と、人の温もりを大切にされた親身な相談活動を通して、どんな時も、組合員と共に歩み続ける、身近な金融機関であることを約束します。

「信用組合のブランドスローガン」



ちかくにいるから、
チカラになれる。

リスク管理債権・金融再生法開示債権の状況

■ リスク管理債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

当組合の金融再生法における開示債権は823百万円でありますが、597百万円は担保・保証等で保全されており、226百万円に対しては、141百万円の貸倒引当金を計上しております。開示債権に対する保全率は89.7%であり将来のリスクに備えております。

(単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)= (B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	109	48	60	109	100.0	100.0
	令和3年度	59	22	37	59	100.0	100.0
危険債権	令和2年度	570	468	100	569	99.8	99.0
	令和3年度	616	509	101	610	99.0	94.7
要管理債権	令和2年度	166	77	4	81	49.0	5.2
	令和3年度	148	66	2	69	46.6	3.4
三月以上延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和2年度	166	77	4	81	49.0	5.2
	令和3年度	148	66	2	69	46.6	3.4
小 計	令和2年度	846	594	165	760	89.8	65.8
	令和3年度	823	597	141	739	89.7	62.5
正常債権	令和2年度	9,882					
	令和3年度	10,215					
合 計	令和2年度	10,729					
	令和3年度	11,039					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。
10. 「金額は決算後（償却後）の計数です。

地域貢献に関する事項

I 地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、金沢市の武蔵ヶ辻近江町地区・駅西地区・大野地区に店舗を配置し、石川県内において事業を営む食料品取扱業者、勤労者、その他の協同組織、及び金沢市・白山市・野々市市・かほく市・河北郡の中小規模の事業者、勤労者、その他の協同組織、住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の基本理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や勤労者、その家族、住民など一人ひとりの顔が見える取引、すべてに手の届くキメ細かな取引をモットーにしており、常にお客様（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質の向上や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

II 預金を通じた地域貢献

○預金の状況

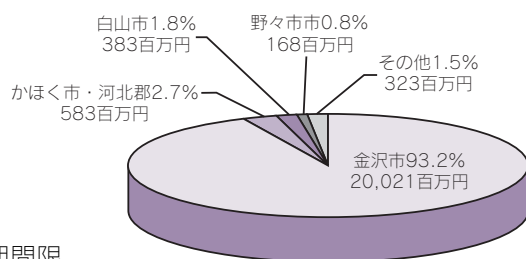
当組合は、個人130億円、法人（個人以外）84億円のご利用をいただいております。

○預金の地区別状況

当組合の預金は、金沢市を中心とする地域の皆様からの預金で占めております。

○特別金利等の定期預金の取扱い

当組合では、お客さまのニーズなどに合わせて期間限定の特別金利の定期預金や懸賞金付き定期預金などを取り扱っており、ご好評いただいております。



III 融資を通じた地域貢献

○貸出金の利用状況

当組合は、個人向け融資23億円、事業性融資84億円のご利用をいただいております。

○貸出金使途の利用状況

当組合は、設備資金48億円、運転資金59億円のご利用をいただいております。

○貸出金地区別の利用状況

当組合の貸出金は、金沢市を中心とする地域の皆様からご利用頂いております。

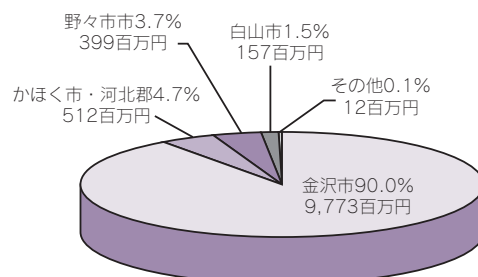
また、各地域の特徴・特性にあわせたローン「近江町市場商店街活性化ローン」、「大野町商工振興会活性化ローン」や「経営者支援ローン」など、ご利用いただきやすい商品を提供し、地域の活性化に取り組んでおります。

○地方自治体の制度融資の利用状況

当組合は、石川県や金沢市の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、令和3年度は、石川県制度融資13件1億65百万円、金沢市制度融資4件20百万円のご利用をいただいております。

○住宅ローン・消費者ローンの利用状況

当組合は、組合員の皆様に、より豊かな暮らしづくりのお手伝いとなるよう住宅ローンや各種消費者ローンのご融資を行っており、住宅ローン14億1百万円、消費者ローン2億95百万円のご利用をいただいております。



IV お取引先への支援状況、及び地域の活性化のための取組状況等

○経営改善支援

当組合では、取引先に対するコンサルタント機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客様との信頼関係を築くことであると考え、定期的かつ継続した訪問活動等によりお客様との親密な関係を築くことに重点を置き活動しています。

こうした活動を通じてお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談に親身になって対応できるよう心がけています。

さらに、経営支援部・審査管理部と各営業店が連携し経営改善計画策定の支援と金融の円滑化に努めています。また、TKC 全国会と提携し認定経営革新等支援機関である公認会計士事務所との連携も行っております。

○創業支援

商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫との業務提携・協力の枠組みへ参加し創業支援を行っております。

○成長基盤強化・支援への取組み

当組合では、地域の振興・活性化のための取組みを行っておりますが、さらに、日本銀行による「貸出支援基金の運営として行われる成長基盤強化を支援するための資金供給制度」の趣旨に基づき、地域の中小零細事業者様の成長基盤強化支援を図るよう取り組んでおります。

○地域振興・活性化への取組み

地域の振興・活性化のための保証・担保に過度に依存しない事業者ローンの取扱いを行っております。

○北陸税理士会と中小企業支援での連携について

当組合は、北陸税理士会の石川県内5支部と中小企業支援のための業務協力に関する連携協定を締結しており当組合と北陸税理士会は相互に連携して、中小企業の育成ならびに事業承継、経営相談等、より一層の支援を行ってまいります。

○他の金融機関等との連携について

当組合は、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは守秘義務に留意しつつお客様の同意を得たうえで、情報の確認・照会を行うなど地域金融の円滑化に努めてまいります。

○「しんくみ食のビジネスマッチング展」への参加・サポートの実施

信用組合業界では、各地域のお客様を結ぶ「しんくみ食のビジネスマッチング展」を実施し、全国の味自慢の特色ある事業者が出店し全国のバイヤー等に商品のPRや商談を行う場を提供しています。当組合においてもお客様にご案内し、参加のサポートを行っております。

V 地域サービスの充実

○キャッシュカードサービス

当組合のキャッシュカードは、全国の信用組合、銀行、郵便局やコンビニエンス・ストアのATMで利用可能であり、さらに『しんくみお得ネット』では、提携する信用組合のATMで指定の時間内であれば、お引出し手数料を支払うことなく現金の引出しが可能です。

また、ATM利用手数料（振込手数料は除く）が戻ってくる「キャッシュバックサービス」も行っております。

○法人向けインターネットバンキングサービスの取扱い

事業所のパソコンからインターネットを通じて預金口座の「残高確認」「入金金明細の照会」「お振込・振替」「データ伝送サービス（総合・給与振込）」等のお手続きがご来店いただくずに行える法人向けインターネットバンキングサービス「ちゅうしんネットバンキング」の取扱いを令和3年12月より開始いたしました。

インターネットに接続可能なパソコンをお持ちの法人および個人事業主の方が対象で、お客様の事務効率化が図れるサービスです。

○全国の信用組合で通帳記帳が可能

当組合では、全国の信用組合のATM（一部の信用組合を除きます）で普通預金の通帳記帳が相互に可能な「信用組合ATM相互記帳提携」を平成29年11月より開始し、お客様の利便性向上に努めています。

○年金受給者への訪問活動等

当組合で年金をお受け取りになられている方々へお誕生月にささやかなお祝いの品をお渡ししております。

また、200万円を上限として店頭金利より0.08%金利を上乗せした「ちゅうしん年金定期とくとく」の取扱いを行っております。

○情報提供活動

当組合では、隔月発行のいきいきライフを応援するしんくみ情報誌「ボンビバーン」を店頭等でお配りしております。

また、インターネットのホームページを開設し各種情報を発信しております。（ホームページアドレス <https://www.kanazawachuo.shinkumi.jp/>）



Ⅵ 文化的・社会的貢献に関する活動

○地域行事への参加

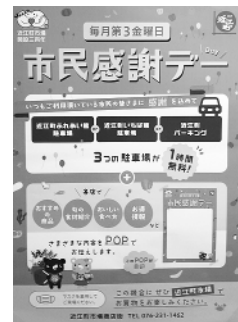
当組合では、各店地域の交流を進めるとともに、地域ぐるみの諸行事等に積極的に協賛・参加して、ふれあいの輪を広げております。

また、店舗のロビーをお客様の交流の場と位置付け、地域の方々へ開放し各種展覧会等で利用いただいております。



○「近江町市場」開設300年事業への協力

当組合では、創業の地である「近江町市場」の開設300年にもなう記念事業に協力しており、毎月第3金曜日に開催される「近江町市場 市民感謝デー」では、当組合にて「しんくみ相続信託相談会」を実施しております。



○クレジットカードでの社会貢献

当組合では、信用組合と㈱オリエントコーポレーションが提携し共同開発した社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱いを行っております。このクレジットカードでショッピング等にご利用されたご利用額の0.5%が地域のチャリティ関連諸団体やロンドンの「グレート・オーモンド・ストリート病院こどもチャリティ」等に寄付されます。

寄付された資金は、難病や障害と闘っている子どもたちへの健全な育成活動に役立てられています。(お客様は、カードをご利用になるだけでご負担はありません)

また、当地域では、令和4年2月22日「石川県肢体不自由児協会」へ寄付させていただきました。



○「認知症サポーター認定所」

職員が「認知症サポーター養成講座」を受講し認知症についての知識や理解を深めています。

また、当組合では、「認知症サポーター認定所」に登録され、地域で生活する高齢者が、認知症という病気になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう貢献してまいります。



○「しんくみの日」の活動

9月3日を「しんくみの日」、9月1日～7日を「しんくみの日週間」と定め、全国の信用組合が日ごろの感謝を込めたさまざまなイベントや奉仕活動を実施しています。

当組合では、本活動に合わせて9月1日に「近江町市場」と「金沢中央市場通り商店街」周辺において役職員が参加して清掃を行いました。



○特殊詐欺被害の未然防止活動

特殊詐欺被害を防止するため、ATM からの取引に一部制限を設けています。ご不便をお掛けいたしますが、被害防止活動の一環でありご理解とご協力をお願いいたします。

取引の制限を受ける方	年齢70歳以上で、過去36か月以上カード振込が未利用の方
制限の内容	ATM を利用したカード振込の振込限度額を 1 千円とします

VII 新型コロナウイルス感染症への取組み

令和2年1月の国内発生以降、全国に広がっている新型コロナウイルス感染症は、金沢市でも複数回に亘りまん延等防止措置区域に指定されるなど、未だ終息が見えない状況が続いておりますが、当組合においてもさまざまな感染防止・予防への取組みを継続し、組合員の皆さまへの経営支援等に積極的に対応しております。

○感染防止・予防への取組み

役職員の健康管理、マスクの着用、手の消毒・手洗い・うがいの徹底、店内の定期的な消毒作業を実施しており、窓口カウンターや応接室においてはアクリルパネル等を設置し、飛沫防止対策に努めております。

また、職員のワクチン接種割合は2回接種で100%、3回接種で約90%の状況ですが、感染防止・予防には今後も細心の注意を払ってまいります。



○資金繰り支援の取組み

当組合では、「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置し、組合員の皆さまからのご融資やご返済等、資金繰りに関するご相談に対応し、資金繰り等に重大な支障が生じないよう業況把握等に努めています。

なお、迅速な資金繰り支援を行うため、積極的なつなぎ融資や日本政策金融公庫と連携し小規模事業者の資金繰り支援を行っています。

○支援制度への取組み

令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組みを支援する制度（月次支援制度）において、当組合では、登録確認機関として申請や手続きのサポートを行い、ご利用いただきました。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや、保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況】

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	46件	34件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	8.86%	8.81%
保証契約を解除した件数	7件	8件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

I 概要

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お取引先店舗または総務部までお気軽にお申し出ください。

* 苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。

【金沢中央信用組合 総務部】

住 所： 〒920-0905 石川県金沢市上近江町15番地
 電話番号： 076-261-7111
 受付時間： 9:00～16:30
 月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）



苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合総務部へご相談ください）。

【しんくみ相談所（一般社団法人 全国信用組合中央協会）】

住 所： 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
 電話番号： 03-3567-2456
 受付時間： 9:00～17:00
 月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日を除く）

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務部またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 例えば、金沢弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
 例えば、お客様は、金沢弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

* 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

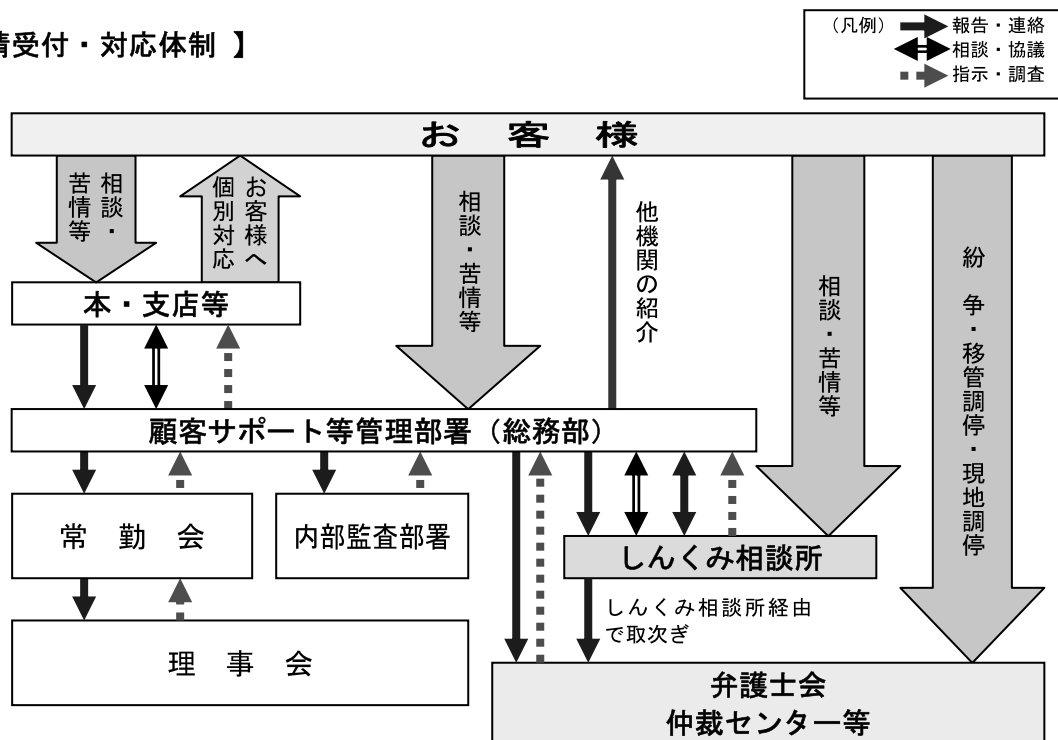
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電 話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00、13:00～17:00
名 称	生命保険相談所 （一般社団法人生命保険協会）	そんぼ ADR センター （一般社団法人日本損害保険協会）	
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9	
電 話	03-3286-2648	0570-022-808	
受付日 時 間	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00	月～金（祝・休日、年末年始除く） 9:15～17:00	

II 内部管理態勢

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、本支店または総務部で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務部が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

【 苦情受付・対応体制 】



総 代 会

■ 総代会の役割

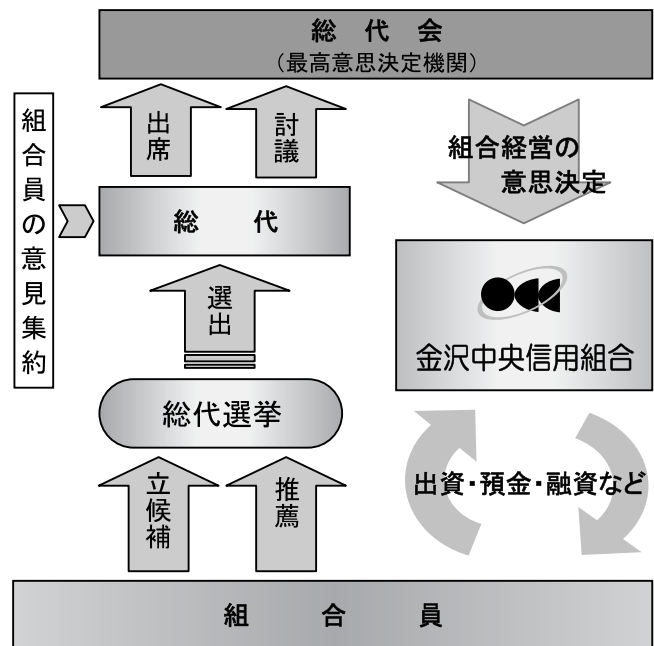
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合では組合員数が多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営されています。

また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行なわれます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。



■ 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者（立候補者（推薦を含む））の数が総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として投票は行っておりません。

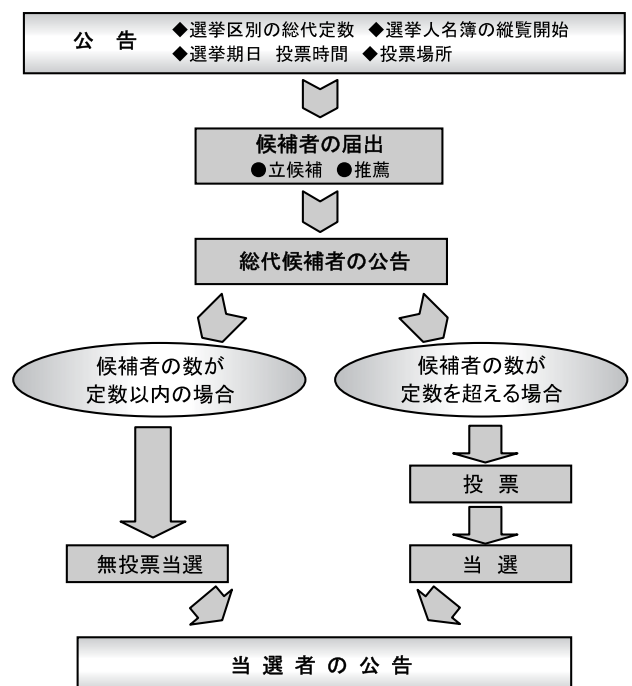
(2) 総代の任期

総代の任期は3年となっております。

(3) 総代の定数

総代の定数は、100名以上190名以内です。

《 総代選挙までの手続き 》



■ 総代のご紹介

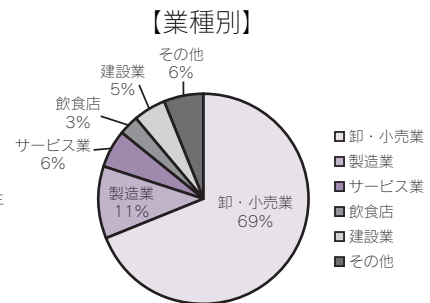
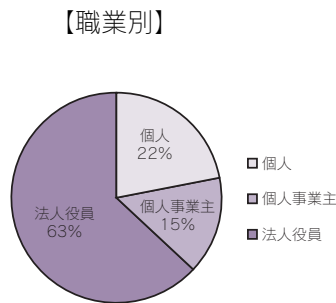
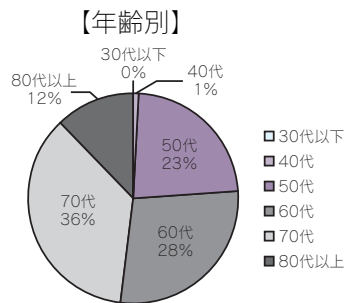
(総代定員190名中 111名) 令和4年6月23日現在

(敬称略)

【金沢市】 96名	安宅 雅夫① 上村 正③ 大友 伸司② 片山 茂① 木戸 義治⑧ 齋田 隆⑧ 下出 雅之② 忠村 健司⑧ 徳田 賢一⑦ 広村 毅一⑦ 松川 治彦⑧ 宮村 宏志⑦ 山本 哲夫③ 吉村 一② 荒井 一夫⑥ 笹田 裕明⑥ 早川 洸⑥	荒井 角男① 後 外志広⑦ 大西 登② 紙谷 一成③ 玄田 学⑥ 坂本 実①① 新保 健司① 辰村 剛② 中浦 恭正① 藤井 勇①① 松任 紀夫⑧ 村端 一男② 柚木 陽一③ 粟森 長八⑥ 銭谷 譲一① 番井 吉一①	池内 孝輔⑧ 江口 弘泰② 桶川 治秀① 神田 晃治③ 越村 勝行①① 佐々木信明⑦ 新保 茂樹② 田中 邦弘② 中田 昭雄③ 中永 純宏⑦ 松本 利勝① 安田 恒夫③ 横井 良治③ 石田 孝直① 忠村 光宏⑥ 宮下 清⑥	石田 順一⑥ 大浦 政昭①① 柿木 茂② 北 久三男③ 越村 収一③ 塩川 英広①① 杉本 雅宏①① 辻 幸三② 西 正男⑦ 本田 法生⑦ 松本 久典④ 山崎 良則② 横町 博一⑥ 金子 忠充⑥ 田中 義信⑥ 三好 研一⑥	石田 武①① 大澤 一嘉⑦ 柿木 良一①① 北 恵子③ 越村 巧① 子甫 和夫⑦ 全屋 裕幸④ 津田 宏③ 西村 克秀③ 牧 友喜雄② 松本 雅之⑧ 山口 孝④ 吉川 進⑤	上農 俊洋③ 大谷 康史① 片山 明浩② 北川 紀吉② 小寺 賢一③ 島田 弘①① 高山 真① 出口 力③ 則竹 良雄④ 松岡 誠介① 水野 市郎④ 山下 謙一② 吉田 一幸② 紺田 健司⑥ 西口 秀夫⑥
【白山市】 3名	倉田 保秀④	松田 雅典①	松村 邦寛⑨			
【かほく市・河北郡】 9名	飯田 修⑧ 野村 幸司③	伊藤 幸男⑧ 平村 敏一①①	大窪 勉① 三宅雄之介③	川邊 俊彦①	下村 秀幸⑤	根布長 博①①
【野々市市】 3名	田村 吉男①	野口 佳夫③	松岡 暢也②			

(注) 氏名の後に就任回数を記載しております。

《総代の属性別構成比》



※「業種別」は法人役員、個人事業主に限る。

■ 第98期定時総代会のご報告

「第98期定時総代会」は令和4年6月23日午後6時半より、近江町市場商店街振興組合消費者会館3階ホールにて開催され、下記の事項が付議され、議案の説明・審議を経て満場異議なく全議案が可決・承認されました。



- <報告事項> 第98期事業報告、貸借対照表および損益計算書報告の件
- <決議事項> 第1号議案 剰余金処分(案)承認の件
- 第2号議案 第99期事業計画および収支予算(案)承認の件
- 第3号議案 任期満了に伴う理事・監事改選の件
- 第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	19,520	30,000
監 事	1,549	6,000
合 計	21,069	36,000

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事14名、監事3名です。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

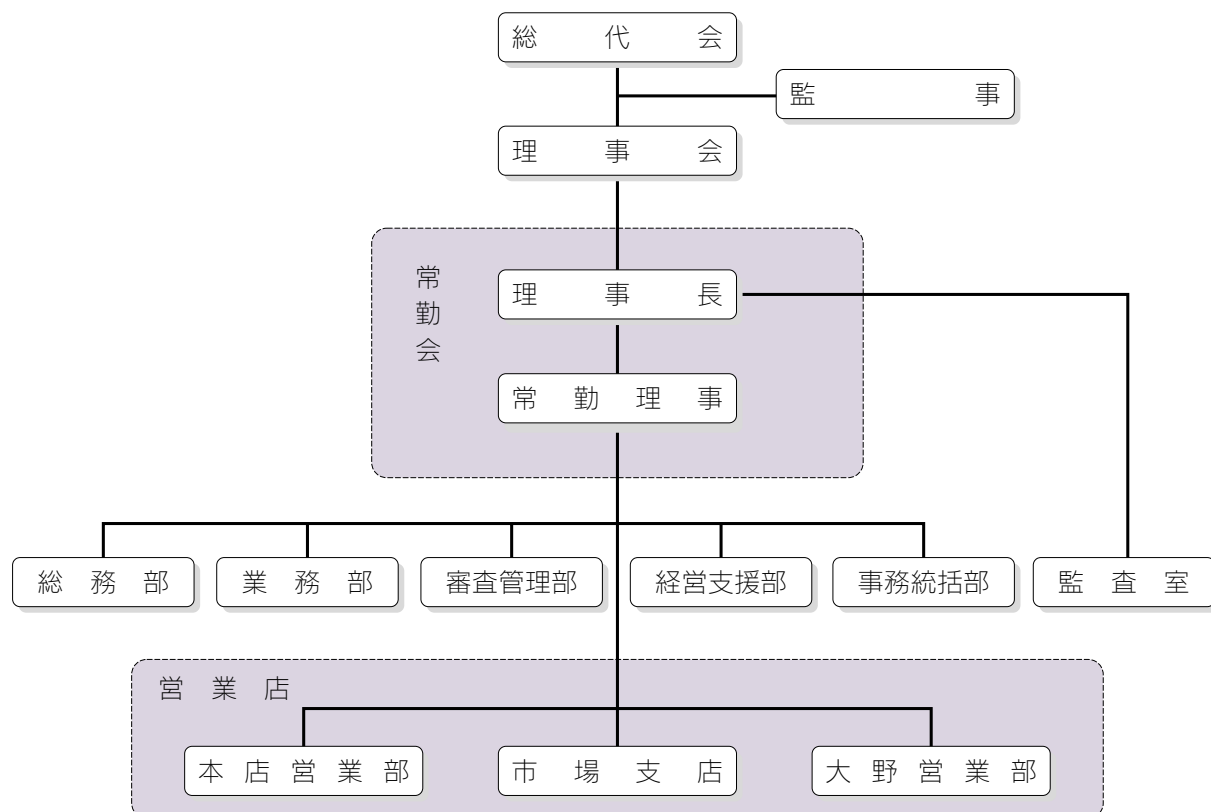
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員及び職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。
2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「職員退職給与規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自組合の利益を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

事業の組織

組織図



役員一覧

理事長／山口 孝	理事／川邊 俊彦 (※)
常勤理事／佐々木 信明	理事／荒井 亮介 (※)
常勤理事／徳田 賢一	理事／鵜飼 修司 (※)
常勤理事／田村 吉男	理事／大西 信哉 (※)
理事／横町 博一 (※)	理事／直江 茂行 (※)
理事／坂本 実 (※)	常勤監事／別 宗博道
理事／塩川 英広 (※)	監事／池内 孝輔
理事／平村 敏一 (※)	員外監事／池水 龍一

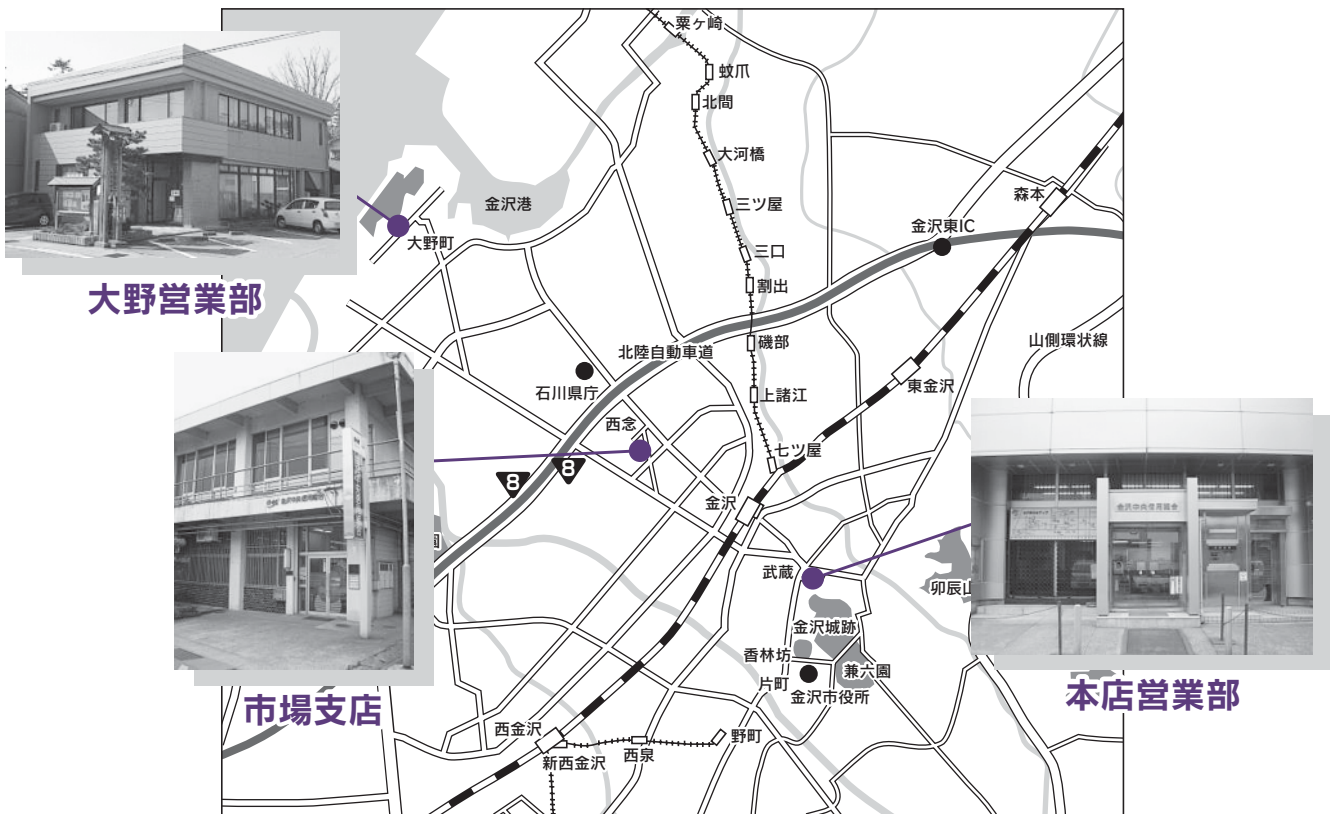
(令和4年6月23日現在)

※ 当組合は、職員出身者以外の理事9名(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の氏名又は名称

太陽有限責任監査法人 (令和4年6月末現在)

店舗一覧（自動機器設置状況）（令和4年6月現在）



店舗名	郵便番号	所在地	電話番号	ATM数
本店	920-0905	金沢市上近江町15番地	076-261-7111	1台
市場支店	920-0024	金沢市西念4丁目7番1号	076-263-2201	1台
大野営業部	920-0331	金沢市大野町4丁目163番地	076-267-1175	1台

○すべての店舗に「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を設置しています。

当組合では、バリアフリーを推進する観点から、「コミュニケーションボード」及び「筆談ボード」を全店に設置いたしました。「コミュニケーションボード」は、聴覚障がい者など話し言葉や文字によるコミュニケーションに不安を感じていらっしゃるお客さまと手続き内容等について円滑に意思疎通を図るためのツールとしてお客さま及び当組合双方で利用していくものです。

また、伝わりにくい言葉を正確に伝える手段として「筆談ボード」も併せて全営業店の店内に設置しています。



○すべてのATMが「視覚障がい者」や「ご高齢者」に配慮したATMです。

当組合では、地域社会への貢献の一環として、目の不自由な方でもATMをご利用いただけるよう、「視覚障がい者対応ATM」の設置を全店で設置しております。

また、このATMでは、ご高齢者にとっても使い易いように「かんたん操作モード」を搭載しています。

【視覚障がい者対応ATM】
 音声ガイダンスに従いながら、ATM画面の周りに取り付けした凸状の「触覚記号」から、指を操作画面上の操作キーに滑らせ、操作します。

地区一覧

当組合は下記の地区を営業エリアとしています。

地 区	対 象 者
石 川 県 全 域	食料品取扱業者及びこれに関連する事業者、勤労者、その他の協同組織
金沢市・かほく市・ 野々市市・白山市・ 河北郡	地区内に住所または居所を有する方及び中小規模の事業者、勤労者、その他の協同組織

当組合のあゆみ

大正13年2月	産業組合法による金沢水産信用購買利用組合として設立
昭和25年2月	中小企業等協同組合法により金沢水産信用組合に改組
昭和41年7月	金沢中央市場信用組合に改称 金沢中央卸売市場に市場支店を開設し、2店舗となる
昭和43年11月	本店を金沢市上近江町15番地に新築
昭和50年7月	金沢中央信用組合に改称、現在に至る
昭和56年9月	勘定系バッチシステム稼働
昭和59年6月	普通預金等一部勘定系のオンラインシステム稼働
平成2年5月	総合オンラインシステム稼働
平成7年2月	しんくみ全国共同センター（SKC）に加盟
平成12年3月	全店にATM（現金自動受払機）設置
平成12年4月	郵貯CD オンライン提携開始
平成13年4月	業務対象を業域から一部地域へ変更 デビットカードサービスの開始
平成14年1月	不動産信用組合の事業譲り受け
平成14年10月	しんくみお得ネットサービス（信用組合ATM利用料相互無料サービス）提携開始
平成16年5月	アイワイバンク銀行（現セブン銀行）ATM利用提携開始
平成17年3月	大野信用組合と合併し、3店舗となる
平成17年4月	火災保険の窓販取扱開始
平成18年1月	ATM相互入金提携開始
平成20年6月	自動車保険の媒介業務開始
平成20年9月	イオン銀行ATM利用提携開始
平成21年9月	新型ATM導入開始
平成23年11月	個人年金保険「しんくみMy年金Best」の窓販取扱開始
平成24年10月	標準傷害保険「しんくみホッとプラン」の窓販取扱開始
平成25年2月	でんさいネットサービスの取扱開始
平成26年6月	個人年金保険「&LIFE（アンドライフ）」の窓販取扱開始 ビューカードATM利用提携開始
平成27年2月	個人医療保険「&LIFE（アンドライフ）新医療保険A」の窓販取扱開始
平成29年4月	データ振込サービス開始
平成29年7月	個人型確定拠出年金（iDeCo）の取扱開始
平成29年8月	大野営業部リニューアルし業務開始
平成29年11月	信用組合ATM通帳相互記帳提携開始
平成30年6月	「しんくみ相続信託」の取扱開始
令和3年12月	「<<ちゅうしん>>ビジネスネットバンキング」の取扱開始

当組合は水産物卸・小売業者を対象とした金融機関として設立され、業界繁栄の一翼を担ってまいりました。更に現在の金沢中央信用組合に名称変更を機に、取引先組合員を食品流通業全般へ枠を拡げ、平成13年度からは、金沢市・かほく市・白山市・野々市市・河北郡を拠点とした地域も業務の対象となりました。また、平成17年3月に大野信用組合との合併を行い、今後も組合員の経済的地位の向上に資すると共に地域社会の発展に役立つことを目的としてまいります。

主要な事業の内容

預金業務

種 類	内 容	預入期間	お預け入れ額
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にまとめ、その定期預金を担保にして自動借入れ（当座貸越）ができる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取や公共料金の自動支払等お財布がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	利息の付かない普通預金で、平成17年4月以降のペイオフ解禁後も預金保険制度により全額保護の対象になります。	出し入れ自由	1円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。	入金は、自由 引き出しは納税時	1円以上
当座預金	会社や商店の決済用口座です。商取引のお支払に小切手をご利用いただけますので安全で効率的です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に最適です。	7日以上	1,000円以上
大口定期預金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適です。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
スーパー定期預金	余裕資金の運用に最適です。お預入れ時の金利は満期まで変わりません。	1か月以上 5年以内	100円以上
変動金利定期預金	6か月ごとに適用金利が変動する定期預金です。	1年以上 3年以内	100円以上
期日指定定期預金	1年の据置期間経過後は、1か月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。	3年以内 (1年据置)	100円以上 300万円以内
積立定期預金	目的に合わせて積立てる預金です。	・15年以内の満 期日指定型 ・エンドレス型	100円以上
定期積金	教育・住宅の増改築など、目標に合わせて計画的な資金づくりにご利用いただけます。	6か月以上 5年以内	1,000円以上

融資業務

●個人ローン

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
フリーローン	暮らしの中のあらゆる資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	300万円以下	7年以内
フリーローン・チョイス	お使い道が自由なのであらゆる資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 なお、保証会社の審査により、4段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
スピードローン	最短60分で審査回答いたします。 お使い道が自由で簡単な手続きでお申込みいただけます。 ＜保証会社＞ ㈱クレディセゾン	500万円以下	10年以内
フリーローン・ビッグ	お使い道が自由なので借り換えも含めあらゆる資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 なお、保証会社の審査により、5段階の金利が適用されます。 ＜保証会社＞ オリックス・クレジット㈱	500万円以下	10年以内
カードローン・ステップ/ジャンプ	あらゆる資金にご利用可能で、カードを使用しATMよりご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	20万円 ～100万円 (ステップ) 50万円 ～300万円 (ジャンプ)	3年自動更新
カードローン・プラチナ	お使いみち自由で、カードを使用しATMよりご利用限度額内なら繰り返しご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。	30万円、50万円 70万円、100万円	
目的ローン	ご旅行、家電製品購入資金、結婚資金等目的に応じてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
目的ローン・プラチナ	自動車購入資金・教育関連資金・プライダ関連資金・リフォーム資金等目的に応じてご利用いただけます。	300万円以下	7年以内
カーライフローン	自動車の購入のほか、車検・修理・免許取得の費用にもご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	10年以内
奨学ローン	専修専門学校・短大・大学の入学金・授業料等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	15年以内

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
極度型教育ローン・チャンス	専門学校・短大・大学・大学院等の受験時から在学中の教育資金について、極度額の範囲内であれば繰返しご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	卒業予定月後 最長8年4か月
住宅ローン	住宅の購入および土地取得、新築、増改築、住宅ローン借換資金等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国保証㈱	1億円以下	35年以内
リフォームローン	住宅の増改築・修繕、電化対応、バリアフリー対応等にご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	1,000万円以下	15年以内
職域提携ローン	当組合と職域優遇等に関する協定を締結した企業にお勤め、勤続1年以上の方がご利用いただけます。 【フリーローン】 お使い道が自由な資金としてご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）。 【目的ローン】 目的に応じてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	10年以内

●事業者ローン

種 類	内 容	ご融資金額	ご返済期間
しんくみパートナーズ	個人事業主の方が対象で運転資金・設備資金としてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	500万円以下	5年以内
しんくみビジネスローン	運転資金・設備資金としてご利用いただけます。 ＜保証会社＞ 全国しんくみ保証㈱	個人事業主の場合 500万円以下 法人の場合 1,000万円以下	5年以内
近江町市場商店街活性化ローン	近江町市場商店街振興組合の加入者（出資者）で市場内の営業継続のための資金としてご利用いただけます。	500万円以下	6年以内
経営者支援ローン	金沢市近江町地区・金沢中央卸売市場地区・金沢市大野地区で5年以上に亘って事業を営む法人・個人事業主の方が対象で、運転資金・設備資金としてご利用いただけます。	500万円以下	6年以内
北陸税理士会提携ローン	北陸税理士会会員税理士と顧問契約を1年以上結んでいる中小企業者の方が対象で運転資金としてご利用いただけます。	500万円以下	3年以内
一般のご融資 ・割引手形 ・手形貸付 ・証書貸付 ・当座貸越	商業手形の割引にご利用ください。 運転資金等の短期事業資金にご利用ください。 設備資金等の長期事業資金にご利用ください。 当座預金の不足の際に自動融資をご利用いただくご契約です。		
地方公共団体制度融資	地方公共団体による各種制度融資を取り扱っています。		
代理貸付	各機関の取扱窓口として、各種代理貸付を取扱っています。 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構		

各種サービス業務

サービス名	内 容
自動受取サービス	給料・ボーナス、各種年金、配当金等をご指定の預金口座でお受け取りいただけます。
自動支払サービス	公共料金、クレジット代金、保険料等をご指定の預金口座から自動的にお支払いいただけます。
キャッシュカードサービス	当組合および全国の金融機関、郵便局のATMでキャッシュカードがご利用できます。
デビットカードサービス	キャッシュカードでお買物のお支払いができます。
内国為替	全国各地の金融機関と結ばれています。
法人向けインターネットバンキングサービス	事業所のパソコンを利用して、ご契約口座の照会、振込（振替）、データ伝送（総合、給与・賞与振込、口座振替）とその予約がご利用いただけます。
データ振込サービス	まとまったお振込みデータ（全銀フォーマット）を当組合へ一括して送信いただくことで、窓口への振込依頼書等の持ち込みが不要になります。
でんさいネットサービス	でんさいネットを通じて手形や売掛債権に代わる新たな金銭債権、電子記録債権「でんさい」を活用した資金決済サービスがご利用できます。
公金・公共料金収納	国・石川県・金沢市の公金、電話・ガス・水道等の公共料金のお支払が可能です。
夜間金庫	お店の売上金などを時間外にお預けいただけます。
貸金庫	大切な財産の保管にご利用ください。
年金・税務の各種相談等	お気軽にご相談ください。
火災保険の窓販	当組合の住宅ローンご利用のお客は、長期火災保険をご利用いただけます。
自動車保険の媒介	お客様に自動車保険の紹介を行い損害保険会社にお客様をご案内いたします。
生命保険の窓販	お客様に個人年金保険、医療保険をご案内いたします。
傷害保険の窓販	組合員ならびに組合員のご家族に標準傷害保険（しんくみホッとプラン）をご案内いたします。

主な手数料のご案内 (令和4年6月末現在)

●振込手数料

		他金融機関	当組合宛		
			同一店内	本支店	
窓 口	組合員	3万円以上	770円	無 料	110円
		3万円未満	605円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	770円	440円	440円
		3万円未満	605円	220円	220円
ATM キャッシュカード 扱い	組合員	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
ATM 現金・他金融機関 キャッシュカード扱い	組合員	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
	一 般	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
定額自動送金	組合員	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
データ振込 サービス	組合員	3万円以上	660円	無 料	110円
		3万円未満	440円	無 料	110円
	一 般	3万円以上	660円	330円	330円
		3万円未満	440円	110円	110円
インターネットバンキング	3万円以上	550円	無 料	110円	
	3万円未満	385円	無 料	110円	

●その他為替手数料

給与振込手数料	当組合宛	無 料	
	他金融機関宛	220円	
送金手数料	当組合宛	440円	
	他金融機関宛	電信扱い	880円
		普通扱い(送金小切手)	660円
代金取立手数料	当組合宛	無 料	
	他金融機関宛	同一手形交換所内における手形	440円
		その他の地域	至急扱い
		普通扱い	660円
そ の 他	振込・送金組戻し料、取立手形組戻し料 不渡手形返却料、取立手形店頭呈示料	660円	

●ATMに関する利用手数料

		当組合 カード	提携信組 カード	他金融機関 カード
平日	8:00~8:45	無 料	110円	110円
	8:45~18:00	無 料	無 料	110円
	18:00~19:00	無 料	220円	220円
土曜日	9:00~14:00	無 料	無 料	110円
	14:00~17:00	無 料	220円	220円
日曜日・祝日	終 日	無 料	220円	220円

提携信組カードは、「しんくみおねつと」提携信用組合が発行したキャッシュカードです。

●インターネットバンキング契約関係手数料

法人向けインターネットバン キング(ハードウェアトーク ン1本付き)	標準サービス(月額)	3,300円
	シンプルサービス(月額)	2,200円
ハードウェアトークン追加利 用料	2個目以降1個あたり(月額)	1,100円

●小切手・手形関連手数料

小切手帳	1冊(50枚)	1,100円
約束手形用紙・為替手形用紙	1枚	110円
自己宛小切手発行手数料	1枚	550円
マル専口座取扱手数料	(割賦販売通知書1枚)	3,300円
マル専手形用紙	1枚	660円

●両替手数料(「全種指定払戻し」を含む)

	組合員		一 般
	無 料	無 料	無 料
1枚~ 50枚	無 料	無 料	無 料
51枚~ 100枚	無 料	220円	220円
101枚~ 300枚	220円	330円	330円
301枚~1,000枚	330円	660円	660円
1,001枚~	1,000枚毎に 330円加算	1,000枚毎に 330円加算	1,000枚毎に 330円加算

集金の際に両替を行う場合も対象となります。

お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受け取る紙幣・硬貨の合計枚数」のうちいずれか合計枚数の多い枚数を手数料の対象とさせていただきます。

「金種指定払戻し」とは現金の払戻しの際に金種をご指定される場合のことです。その際のお取扱い枚数は「払戻し枚数から1万円札を除いた枚数」といたします。

お取引1回あたりの両替枚数が50枚以下でも、定期的に両替や金種指定払戻しをされる場合、月間両替枚数の累計に応じて手数料の対象とさせていただきます。

次の取引にかかる場合は無料とさせていただきます。

・記念硬貨の交換および汚損した現金の交換

●融資関連手数料

繰上	住宅ローン	一部繰上返済手数料	33,000円	
		全額繰上返済 手数料(当組 合で借り換え する場合)	100万円未満	5,500円
			100万円以上1,000万 円未満	11,000円
		1,000万円以上	22,000円	
	全額繰上返済手数料 (当組合での借り換え以外の場合)	33,000円		
	うち固定金利選択型 ローンで固定金利特 約期間中のもの	一部・全額繰上返済手数料	33,000円	
		消費者ローン	一部・全額繰上返済手数料	5,500円
	変 更	住宅・消費者ローン (当組合で借り換 える場合)	一部繰上返済手数料	33,000円
			全額繰上返済 手数料(当組 合で借り換え する場合)	100万円未満
		100万円以上1,000万 円未満	11,000円	
1,000万円以上		22,000円		
全額繰上返済手数料 (当組合での借り換え以外の場合)	33,000円			
事 務 取 扱	固定金利選択型住宅 ローン	固定金利再選択手数料	11,000円	
	返済条件変更手数料	住宅・消費者ローン	11,000円	
		住宅・消費者ローン以外	33,000円	
そ の 他	新規貸付事務取扱手 数料	全国保証(株)保証付き	33,000円	
	不動産担保取扱 事務・調査手数料	新規設定	アパート・マンション関連ローン	77,000円
			上記以外	55,000円
		抵当権の 変更 ※1	極度変更	33,000円
			追加設定 ※2	33,000円
	一部抹消	33,000円		
全部抹消	無 料			
融資可能証明書発行手数料 ※3	1通	11,000円		
借入専用手形用紙	1枚	220円		
債務保証	保証書発行手数料	440円		
質権設定承諾	質権設定承諾書発行手数料	5,500円		

※1 債務者、担保提供者より申出のものが対象です。

※2 当初契約時より追加設定を条件としたものは除きます。

※3 「融資可能証明書」は、組合員の方のみ発行いたします。

●その他の手数料

再発行手数料	通帳・証書、カード、 トークン等 1件	2,200円
取引履歴明細表発行手数料	1依頼書(12か月単位)	550円
残高証明書発行手数料 ※4	1通	550円
監査法人向け残高証明書発行手数料	1通	3,300円
貸 金 庫 ※5	(月 額)	660円
	(年 額)	7,260円
夜 間 金 庫 ※6	(月 額)	4,400円

※4 残高証明書には「住宅借入金等特別控除用残高証明書」も含まれます。

※5 郵送の場合、別途550円申し受けます。

※6 大野営業部でのみ取扱い

※7 本店営業部でのみ取扱い

(注) 各種手数料には消費税が含まれております。

第1回しんくみブランド表彰 大賞受賞！ 『“しんくみ流”市場史編纂（近江町市場三百年史）』

「しんくみブランド表彰」は、純粋な社会貢献活動に留まらず、「信組本来の基本理念を訴求した取組み」を幅広く表彰することで、国民一般に対し信組が営利を目的とせず、相互扶助の精神のもと活動する金融機関であることをより強く印象付け、しんくみブランドの浸透を図ることを目的とするものです。

当組合創業の地である「近江町市場」の開設300年にともなう記念事業「近江町市場三百年史」編纂に当組合から石田順一（参与）が編集長として全面協力し、5年の編集作業期間を経て令和3年4月に発刊されました。

編纂にあたっては、互いに助け合ってきた近江町市場への恩返しと、近江町市場の歴史は市場人の手によって編むことへの強いこだわりにより、方々を自らの足でまわる“しんくみ流”で取材や情報・資料収集、調査を行いました。

この取材等により、大正時代に市場入口に立ち、いつしかその姿を消したという「魚市場」の標柱が写った写真や、戦後ヤミ市と化した市場の秩序を取り戻すため正規の店に与えられた鑑札、また、忘れ去られていた幻の市場CMソングの音源や、加賀藩前田家17代利建当主が市場を訪れて揮毫した屏風などの貴重な資料を発見発掘するという成果につながり、地元新聞にも取り上げられコミュニティを再認識する契機となりました。

また、同氏は、市内商店街の活性化を図るイベント企画に参加協力するため、近江町市場の歴史、地理、文化などを勉強したことをきっかけに、その後も、調査研究を継続、その結果、同市場に関する豊富な知識を得ることとなり、講演や執筆活動も多数行っています。

このような取り組みの中で今回「第1回しんくみブランド表彰」の大賞を受賞させていただいたものです。





資料編

・計数は、単位未満を切り捨てて表示いたしております。

財務諸表

●貸借対照表

科 目	令和2年度末	令和3年度末
(資産の部)		
現金	118,296	96,619
預 け 金	8,461,021	7,584,182
有 価 証 券	6,304,864	6,285,768
国 債	717,230	797,410
地 方 債	218,470	214,930
社 債	3,159,950	3,155,240
株 式	22,300	22,300
そ の 他 の 証 券	2,186,914	2,095,888
貸 出 金	10,513,105	10,855,842
割 引 手 形	2,663	3,650
手 形 貸 付	647,388	685,575
証 書 貸 付	8,424,911	8,221,858
当 座 貸 越	1,438,142	1,944,757
そ の 他 資 産	253,340	242,842
未 決 済 為 替 貸	271	522
全 信 組 連 出 資 金	196,300	196,300
前 払 費 用	1,139	1,177
未 収 収 益	26,546	26,500
そ の 他 の 資 産	29,082	18,342
有 形 固 定 資 産	180,709	163,192
建 物	40,117	32,176
土 地	127,043	97,927
リ ー ス 資 産	7,633	4,724
その他の有形固定資産	5,915	28,364
無 形 固 定 資 産	3,293	7,384
ソ フ ト ウ ェ ア	1,703	1,504
リ ー ス 資 産	—	—
その他の無形固定資産	1,589	5,879
債 務 保 証 見 返	208,415	177,766
貸 倒 引 当 金	△ 180,648	△ 161,377
(うち個別貸倒引当金)	(△ 161,224)	(△ 138,535)
資 産 の 部 合 計	25,862,397	25,252,221

(単位：千円)

科 目	令和2年度末	令和3年度末
(負債の部)		
預 金 積 金	21,827,375	21,479,636
当 座 預 金	1,085,641	740,152
普 通 預 金	7,311,156	7,787,524
通 知 預 金	95,000	99,814
定 期 預 金	12,609,706	12,202,849
定 期 積 金	619,417	521,800
そ の 他 預 金	106,453	127,495
借 用 金	2,350,000	2,150,000
借 入 金	—	—
当 座 借 越	2,350,000	2,150,000
そ の 他 負 債	44,087	29,393
未 決 済 為 替 借	2,591	2,027
未 払 費 用	20,566	11,086
給 付 補 て ん 備 金	286	176
未 払 法 人 税 等	296	296
前 受 収 益	5,851	7,012
払 戻 未 済 金	4,446	1,761
リ ー ス 債 務	7,683	4,921
そ の 他 の 負 債	2,365	2,111
代 理 業 務 勘 定	966	964
賞 与 引 当 金	4,404	4,214
退 職 給 付 引 当 金	11,614	12,711
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	16,480	18,980
偶 発 損 失 引 当 金	461	284
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	263	188
繰 延 税 金 負 債	18,541	6,487
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	12,121	12,121
債 務 保 証	208,415	177,766
負 債 の 部 合 計	24,494,731	23,892,747
(純資産の部)		
出 資 金	559,572	559,871
普 通 出 資 金	359,572	359,871
優 先 出 資 金	200,000	200,000
資 本 剰 余 金	200,000	200,000
資 本 準 備 金	200,000	200,000
利 益 剰 余 金	527,699	550,811
利 益 準 備 金	190,352	192,352
そ の 他 利 益 剰 余 金	337,346	358,458
特 別 積 立 金	—	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	337,346	358,458
組 合 員 勘 定 合 計	1,287,271	1,310,682
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48,612	17,009
土 地 再 評 価 差 額 金	31,782	31,782
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	80,395	48,791
純 資 産 の 部 合 計	1,367,666	1,359,474
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	25,862,397	25,252,221

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度末の市場価格に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価格	54百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価格	97百万円

同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条4号に定める財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～50年	その他	3年～8年
----	---------	-----	-------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残価額を零とする定額法を採用しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先償却及び要注意先償却に相当する償却については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先償却及び実質破綻先償却に相当する償却については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。

全ての償却は、資産の自己査定基準に基づき、各営業部店（営業関連部署）の協力の下に審査管理部が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の悪化を想定し、コロナ禍における影響が比較的大きい業種の債務者に対する償却について、過去の景気循環を考慮した一定の仮定に基づいた貸倒実績率を見積り、追加的な貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の額は20百万円です。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日）

年金資産の額	238,577百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	229,590百万円
差引額	8,987百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和2年4月分～令和3年3月分）0.128%
 - 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高15,766百万円及び別途積立金24,753百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年（残年数12年）の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金1百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りし必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税は「その他の資産」に計上し5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	161百万円
-------	--------

（上記のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の悪化を想定し、コロナ禍における影響が比較的大きい業種の債務者に対する引当 20百万円）

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。貸倒引当金の算定における主要な仮定は、債務者区分の判定における貸出先の

- 将来の業績見通しです。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。なお、貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の悪化を想定し、コロナ禍における影響が比較的大きい業種の債務者に対する償却について、過去の景気循環を考慮した一定の仮定に基づいた貸倒実績率を見積り、追加的な貸倒引当金を計上しております。新型コロナウイルス感染症による影響は、概ね1年間は継続するものと仮定して見積っております。
- なお、新型コロナウイルス感染症の収束見込み等に関して、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び債券を主体とした有価証券による運用などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理を行っておりますが、そのためのデリバティブ取引は行っていません。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理

当組合は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査管理部により行われ、また、定期的経営陣及び幹部職員による常勤会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスク及び仕組債のカウンターパーティーリスクに関しては、業務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理

当組合は、再評価方式によりパーセンタイル値を用いて金利リスク量の計測を行い、金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、同管理規程に基づいたリスク管理を行うとともに、状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には業務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、パンキング勘定においては四半期ベース、債券のみでは月次ベースで常勤会に報告しております。
 - 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、年度の運用方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程及び有価証券運用規程に従い行われております。有価証券の購入に際しては、有価証券の種類、格付等に基づく投資限度額をはじめ事前審査を行うとともに継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。なお、価格変動の状況及び価格変動の及ぼす影響については、業務部を通じ、常勤会及び理事会において定期的に報告されております。
 - 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間240日、観測期間1年間で計測される99パーセンタイル円金利変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量として、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析を行っております。当該変動額の算出にあたっては、再評価法を用い、円金利が99パーセンタイル変動幅変化した時の時価総額を再計算し、変化前後の差額を当該リスク量としております。令和4年3月31日現在の当該リスク量は236百万円となります。ただし、当該リスク量は金利以外のリスク変数が一定の場合を前提としており、金利以外のリスク変数との相関を考慮していません。また、円金利が99パーセンタイル変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、余裕資金の運用に際し、系統機関（全国信用協同組合連合会）への預け金を中心に置いており、これにより資金調達が容易にすることで、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品（預け金、貸出金及び預金積金等）については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

財務諸表

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	7,584	7,575	△ 8
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,393	1,361	△ 32
その他有価証券	4,869	4,869	—
(3) 貸出金(*1)	10,885		
貸倒引当金(*2)	△ 161		
	10,724	10,884	159
金融資産計	24,572	24,691	118
(1) 預金積金(*1)	21,479	21,479	△ 0
(2) 借入金	2,150	2,150	—
金融負債計	23,629	23,629	△ 0

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金等の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については17~21に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①~②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を無リスク利率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の無リスク利率(または市場金利)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	22
全信組連出資金(*2)	196
その他出資金(*2)	0
合 計	218

(*1) 非上場株式については市場価格がなく、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき時価開示の対象とはしていません。

(*2) 全信組連出資金及びその他出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき時価開示の対象とはしていません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下21まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
社 債	100百万円	106百万円	6百万円
そ の 他	300	305	5
小 計	400	411	11

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
そ の 他	993百万円	949百万円	△44百万円
合 計	1,393	1,361	△32

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	2,495百万円	2,444百万円	51百万円
国 債	316	301	15
地 方 債	214	200	14
社 債	1,963	1,943	20
そ の 他	532	526	6
小 計	3,027	2,970	57

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
債 券	1,572百万円	1,600百万円	△ 28百万円
国 債	480	501	△ 20
社 債	1,091	1,099	△ 7
そ の 他	269	275	△ 5
小 計	1,842	1,876	△ 33
合 計	4,869	4,846	23

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

(4) 時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当事業年度においては、減損処理の対象となった有価証券はありませんでした。また、時価が「著しく下落」と判断するための基準は、下落率が50%以上である場合のほか、下落率30%以上50%未満の場合において、当該格付が「BBB」相当未満、債務超過状態、2期連続赤字のいずれかに該当する場合等であります。

18. 当期中に売却した満期保有目的の債券は次のとおりであります。

種類	売却価額	売却益	売却損
外国債券	100百万円	0百万円	—

売却の理由

予期できなかった売却または保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象が発生したことによるものです。(当組合有価証券保有目的区分規定第5条)

19. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

20. 当期中に保有目的を変更した債券はありません。

21. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	852百万円	1,207百万円	801百万円	1,306百万円
国 債	100	—	—	696
地 方 債	—	—	105	109
社 債	751	1,207	696	499
そ の 他	—	327	1,266	501
合 計	852	1,534	2,068	1,807

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,108百万円であります。また、すべての契約が、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了したものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の公募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	59百万円
危険債権額	616百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	148百万円
合計額	823百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 378百万円

25. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 14百万円

26. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 192百万円

27. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、複合機等についてリース契約により使用しています。

28. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、3百万円であります。

29. 担保に提供している資産は次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,500百万円
	有価証券	1,300百万円
	借入金	2,150百万円

上記のほか、公金取扱い及び為替取引のために預け金403百万円を担保として

提供しております。
30. 出資1口当たりの純資産額は1,329円79銭です。

31. 表示方法の変更

協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、協同組合による金融事業に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

32. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）（以下、「収益認識基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による計算書類への影響は軽微であります。なお、収益認識基準第89項に定める経過措置に依り、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金算入限度額超過額	28
国債等債権償却	16
土地建物減損損失	29
減価償却費超過額	8
役員退職慰労引当金繰入額	5
退職給付引当金繰入額	3
貸出金償却	112
繰越欠損金	59
その他	3
繰延税金資産小計	267
評価性引当額	△ 267
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	6
繰延税金負債合計	6
繰延税金負債の純額	6百万円

●損益計算書

科 目	令和2年度	令和3年度
経常収益	307,369	307,386
資金運用収益	245,464	243,948
貸出金利息	174,709	171,656
預け金利息	11,155	11,870
有価証券利息配当金	51,879	50,918
その他の受入利息	7,719	9,502
役務取引等収益	24,904	21,231
受入為替手数料	12,035	10,061
その他の役務収益	12,869	11,169
その他業務収益	7,140	9,047
国債等債券売却益	—	110
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	7,140	8,937
その他経常収益	29,859	33,159
貸倒引当金戻入益	24,581	19,271
償却債権取立益	2,485	13,595
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	2,792	293
経常費用	332,052	266,329
資金調達費用	274	△ 965
預金利息	1,479	701
給付補てん備金繰入額	110	51
借入金利息	△ 1,336	△ 1,718
その他の支払利息	19	—
役務取引等費用	19,332	17,685
支払為替手数料	4,434	3,622
その他の役務費用	14,898	14,062
その他業務費用	59,099	2,456
国債等債券償還損	738	2,456
国債等債権償却	58,360	—
その他の業務費用	—	—
経費	243,677	246,886
人件費	150,040	150,645
物件費	89,702	86,225
税金	3,933	10,015
その他経常費用	9,667	265
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
その他の経常費用	9,667	265

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経常利益	△ 24,682	41,057
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	0	10,796
固定資産処分損	0	0
減損損失	—	10,796
税引前当期純利益	△ 24,682	30,260
法人税・住民税及び事業税	296	296
当期純利益	△ 24,979	29,964
繰越金(当期末残高)	362,326	328,494
当期末処分剰余金	337,346	358,458

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 当事業年度において（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）、当組合は以下の資産について、使用方法の変更の意思決定等により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(減損を認識した資産または資産グループ)

地域	主な用途		種類	減損損失額
金沢市内	遊休資産	1カ所	建物・その他の固定資産	10,796千円

(グルーピングの方法)

営業用店舗は原則として営業店単位で、遊休資産は各々個別に1単位としてグルーピングを行っております。

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は路線価等を基準に土地の形状等に応じた価額の調整を行い評価した額から処分費用見込み額を控除して算定しております。

- 出資1口あたりの当期純利益 38円22銭

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	337,346,993	358,458,988
剰余金処分額	8,852,462	12,563,374
利益準備金	2,000,000	3,000,000
普通出資に対する配当金(配当率)	3,612,462 (年1.00%)	7,203,374 (年2.00%)
優先出資に対する配当金(配当率)	3,240,000 (年0.81%)	2,360,000 (年0.59%)
繰越金(当期末残高)	328,494,531	345,895,614

●法定監査の状況

当信用組合は、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項に規定する、「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等の計算書類につきましては、会計監査人である「太陽有限責任監査法人」の監査を受けております。

●財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第98期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和4年6月24日

金沢中央信用組合 理事長 山口 孝

主要業務に関する指標

●資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：千円、%)

科目	項目	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	平均残高	24,931,992	25,104,974
	利息	245,464	243,948
	利回	0.98	0.96
う貸出ち金	平均残高	10,519,584	10,628,663
	利息	174,709	171,656
	利回	1.66	1.62
う預けち金	平均残高	7,899,272	8,139,357
	利息	11,155	11,870
	利回	0.14	0.14
う有価証券	平均残高	6,316,835	6,140,653
	利息	51,879	50,918
	利回	0.79	0.82
資金調達勘定	平均残高	23,662,393	23,890,189
	利息	274	△ 965
	利回	0.00	0.00
う預金積ち金	平均残高	21,666,892	21,570,737
	利息	1,590	753
	利回	0.00	0.00
う譲渡性預金	平均残高	—	—
	利息	—	—
	利回	—	—
う借用ち金	平均残高	1,991,506	2,319,452
	利息	△ 1,336	△ 1,718
	利回	△ 0.06	△ 0.07

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度6,597千円、令和3年度8,025千円)を控除して表示しております。

●総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
資金運用利回り(a)	0.98	0.96
資金調達原価率(b)	1.02	1.02
総資金利鞘(a-b)	△ 0.04	△ 0.06

●総資産利益率

(単位：%)

区分	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	△ 0.09	0.16
総資産当期純利益率	△ 0.09	0.11

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =
$$\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(債務保証見返りを除く)}} \times 100$$

●業務粗利益及び業務純利益等

(単位：千円)

科目	令和2年度	令和3年度
資金運用収益	245,464	243,948
資金調達費用	274	△ 965
資金運用収支	245,190	244,913
役務取引等収益	24,904	21,231
役務取引等費用	19,332	17,685
役務取引等収支	5,572	3,545
その他業務収益	7,140	9,047
その他業務費用	59,099	2,456
その他の業務収支	△ 51,958	6,591
業務粗利益	198,803	255,049
業務粗利益率	0.79%	1.01%
業務純益	△ 42,865	10,662
実質業務純益	△ 42,865	10,662
コア業務純益	16,232	13,009
コア業務純益(投資信託解約損益を除く)	14,671	13,009

(注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益

●預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分		令和2年度	令和3年度
預 貸 率	期 末	48.16	50.54
	期中平残	48.55	49.27
預 証 率	期 末	28.88	29.26
	期中平残	29.15	28.46

- (注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
役 務 取 引 等 収 益	24,904	21,231
受入為替手数料	12,035	10,061
その他の受入手数料	12,797	11,096
その他の役務取引等収益	72	73
役 務 取 引 等 費 用	19,332	17,685
支払為替手数料	4,434	3,622
その他の支払手数料	3,358	3,069
その他の役務取引等費用	11,540	10,993

●その他業務収支の内訳

(単位：千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
そ の 他 業 務 収 益	7,140	9,047
国債等債券売却益	—	110
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	7,140	8,937
そ の 他 業 務 費 用	59,099	2,456
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	738	2,456
国債等債券償却	58,360	—
その他の業務費用	1	—

●経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和2年度	令和3年度
人 件 費	150,040	150,645
報酬給料手当	120,514	120,266
退職給付費用	10,969	8,925
その他	18,557	21,454
物 件 費	89,702	86,225
事務費	45,038	42,498
固定資産費	18,487	17,210
事業費	6,370	6,223
人事厚生費	1,560	1,945
預金保険料	6,734	6,641
その他	11,510	11,706
税 金	3,933	10,015
経 費 合 計	243,677	246,886

●受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

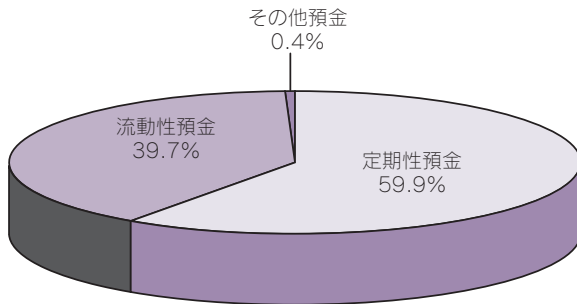
項 目	令和2年度	令和3年度
受取利息の増減	1,560	△ 1,516
支払利息の増減	△ 1,748	△ 1,239

預金に関する指標

●預金種目別平均残高

(単位：千円、%)

種 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	8,159,752	37.7	8,557,723	39.7
定期性預金	13,425,983	62.0	12,923,140	59.9
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	81,156	0.3	89,873	0.4
合 計	21,666,892	100.0	21,570,737	100.0



●預金者別預金残高

(単位：千円、%)

種 目	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	13,225,998	60.6	13,060,160	60.8
法 人	8,601,376	39.4	8,419,475	39.2
一般法人	8,560,449	39.2	8,378,936	39.0
公 金	893	0.0	387	0.0
金融機関	40,034	0.2	40,151	0.2
合 計	21,827,375	100.0	21,479,636	100.0

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの預金残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
職員1人当たりの預金残高	752,668	767,129
1店舗当たりの預金残高	7,275,791	7,159,878

●定期預金種類別残高

(単位：千円)

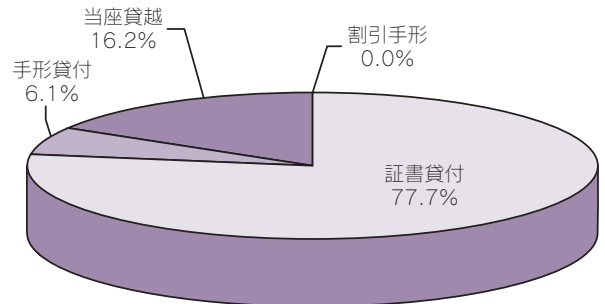
区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利定期預金	12,549,116	12,151,563
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	60,590	51,285
合 計	12,609,706	12,202,849

貸出金等に関する指標

●貸出金種類別平均残高

(単位：千円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	3,322	0.0	2,127	0.0
手形貸付	718,946	6.8	647,622	6.1
証書貸付	8,243,028	78.4	8,253,562	77.7
当座貸越	1,554,286	14.8	1,725,350	16.2
合 計	10,519,584	100.0	10,628,663	100.0



●担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	
			令和2年度末	令和3年度末
当組合預金積金	令和2年度末	256,727	2.4	87,980
	令和3年度末	249,323	2.3	47,980
有価証券	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
動 産	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
不 動 産	令和2年度末	5,502,973	52.3	—
	令和3年度末	5,536,206	51.0	—
そ の 他	令和2年度末	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—
小 計	令和2年度末	5,759,701	54.7	87,980
	令和3年度末	5,785,530	53.3	47,980
信用保証協会・信用保険	令和2年度末	2,297,477	21.9	—
	令和3年度末	2,323,302	21.4	—
保 証	令和2年度末	219,634	2.1	—
	令和3年度末	200,488	1.8	—
信 用	令和2年度末	2,236,292	21.3	120,435
	令和3年度末	2,546,520	23.5	129,786
合 計	令和2年度末	10,513,105	100.0	208,415
	令和3年度末	10,855,842	100.0	177,766

●貸出金利区分別残高

(単位：千円)

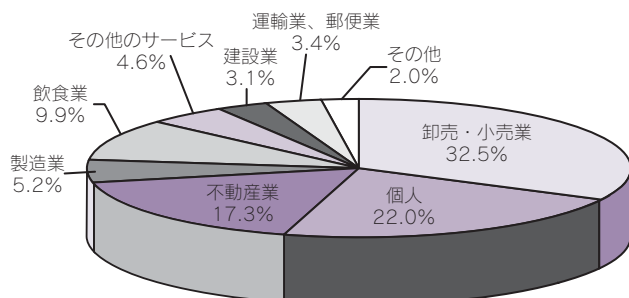
区 分	令和2年度末	令和3年度末
固定金利貸出	5,171,513	5,616,761
変動金利貸出	5,341,592	5,239,081
合 計	10,513,105	10,855,842

●貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円、%)

業 種 別	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	468,544	4.5	566,770	5.2
農 業、林 業	1,850	0.0	1,250	0.0
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	326,634	3.1	335,816	3.1
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	390,822	3.7	372,719	3.4
卸 売 業、小 売 業	3,326,561	31.6	3,528,479	32.5
金 融 業、保 険 業	—	—	50,000	0.5
不 動 産 業	1,776,291	16.9	1,879,205	17.3
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	55,520	0.5	53,162	0.5
宿 泊 業	8,998	0.1	6,994	0.1
飲 食 業	1,071,810	10.2	1,073,897	9.9
生活関連サービス業、娯楽業	73,191	0.7	93,022	0.9
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—
その他のサービス	571,426	5.4	503,034	4.6
その 他 の 産 業	24,000	0.2	—	—
小 計	8,095,650	77.0	8,464,351	78.0
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,417,454	23.0	2,391,491	22.0
合 計	10,513,105	100.0	10,855,842	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



●貸出金使途別残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	5,656,921	53.8	5,999,113	55.3
設 備 資 金	4,856,184	46.2	4,856,728	44.7
合 計	10,513,105	100.0	10,855,842	100.0

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円、%)

区 分	令和2年度末		令和3年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	291,790	17.0	295,595	17.4
住 宅 ロ ー ン	1,420,519	83.0	1,401,179	82.6
合 計	1,712,309	100.0	1,696,773	100.0

●職員1人当たりおよび1店舗当たりの貸出残高

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
職員1人当たりの貸出残高	362,520	387,708
1店舗当たりの貸出残高	3,504,368	3,618,614

●代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	令和2年度末	令和3年度末
全国信用協同組合連合会	120,435	129,786
商工組合中央金庫	—	—
日本政策金融公庫	—	—
住宅金融支援機構	106,809	98,949
福祉医療機構	17,912	17,194
中小企業基盤整備機構	—	—
合 計	245,156	245,930

有価証券に関する指標

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円、%)

区分	令和2年度		令和3年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	658,475	10.4	688,003	11.2
地方債	200,050	3.2	200,040	3.3
短期社債	—	—	—	—
社債	3,265,480	51.7	3,145,425	51.2
株式	22,300	0.4	22,300	0.4
外国証券	2,151,734	34.0	2,076,584	33.8
その他の証券	18,794	0.3	8,299	0.1
合計	6,316,835	100.0	6,140,653	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

●有価証券、金銭の信託の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項目	令和2年度末	令和3年度末
取得価格	6,237,710	6,262,272
時価	6,286,086	6,253,271
評価損益	48,375	△ 9,001

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」は該当がないため掲載しておりません。

●有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円)

区分	期間の定めのないもの	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	合計
		国債	令和2年度末	—	100,280	101,590	—	—
	令和3年度末	—	100,630	—	—	—	696,780	797,410
地方債	令和2年度末	—	—	—	—	106,680	111,790	218,470
	令和3年度末	—	—	—	—	105,210	109,720	214,930
短期社債	令和2年度末	—	—	—	—	—	—	—
	令和3年度末	—	—	—	—	—	—	—
社債	令和2年度末	—	200,540	948,850	705,230	300,220	503,300	3,159,950
	令和3年度末	—	751,880	604,160	602,860	—	696,610	3,155,240
株式	令和2年度末	22,300	—	—	—	—	—	22,300
	令和3年度末	22,300	—	—	—	—	—	22,300
外国証券	令和2年度末	—	202,220	100,570	200,000	100,700	869,774	2,186,914
	令和3年度末	—	—	100,180	100,000	397,440	869,415	1,968,568
その他の証券	令和2年度末	—	—	—	—	—	—	—
	令和3年度末	127,319	—	—	—	—	—	—
合計	令和2年度末	22,300	503,040	1,151,010	905,230	400,920	1,479,754	1,842,609
	令和3年度末	149,619	852,510	704,340	702,860	397,440	1,671,235	1,807,763

(注) 上場・非上場すべての有価証券を対象としております。外国証券は、すべて円建ての債券です。

その他の業務

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

区分		令和2年度		令和3年度	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	15,706	16,984,271	15,915	20,865,430
	他の金融機関から	12,196	10,652,504	12,027	10,525,288
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	80	97,532	77	58,311

開 示 項 目 一 覧

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	45. 預貸率(期末・期中平均) *	38
【概況・組織】		46. 消費者ローン・住宅ローン残高	40
1. 事業方針	3	47. 代理貸付残高の内訳	40
2. 事業の組織 *	25	48. 職員1人当たり貸出金残高	40
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *	25	49. 1店舗当たり貸出金残高	40
4. 会計監査人の氏名又は名称 *	25	【有価証券に関する指標】	
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	26	50. 商品有価証券の種類別平均残高 *	取扱いなし
6. 自動機器設置状況	26	51. 有価証券の種類別平均残高 *	41
7. 地区一覧	27	52. 有価証券種類別残存期間別残高 *	41
8. 組合員数	4	53. 預証率(期末・期中平均) *	38
9. 子会社の状況	該当なし	【経営管理体制に関する事項】	
【主要事業内容】		54. 法令遵守体制 *	3
10. 主要な事業の内容 *	28~29	55. リスク管理体制 *	6~14
11. 信用組合の代理業者 *	取扱いなし	資 料 編	
【業務に関する事項】		(パーゼルⅡに関する事項を含む)	
12. 事業の概況 *	4	56. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	20~21
13. 経常収益 *	4	【財産の状況】	
14. 経常利益(損失) *	4	57. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分(損失金処理)計算書 *	33~36
15. 当期純利益(損失) *	4	58. 協金法開示債権(リスク管理債権)	
16. 出資総額、出資総口数 *	4	及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 *	15
17. 純資産額 *	4	59. 自己資本充実状況(自己資本比率明細) *	8~9
18. 総資産額 *	4	(パーゼルⅡに関する事項を含む)	
19. 預金積金残高 *	4	60. 有価証券、金銭の信託等の評価 *	41
20. 貸出金残高 *	4	61. 外貨建資産残高	取扱いなし
21. 有価証券残高 *	4	62. オフバランス取引の状況	取扱いなし
22. 単体自己資本比率 *	4	63. 先物取引の時価情報	取扱いなし
23. 出資配当金 *	4	64. オプション取引の時価情報	取扱いなし
24. 職員数 *	4	65. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	12
【主要業務に関する指標】		66. 貸出金償却の額 *	12
25. 業務粗利益及び業務純益等 *	37	67. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	36
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支 *	37	68. 会計監査人による監査 *	36
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *	37	【その他の業務】	
28. 受取利息、支払利息の増減 *	38	69. 内国為替取扱実績	41
29. 役務取引の状況	38	70. 外国為替取扱実績	取扱いなし
30. その他業務収支の内訳	38	71. 公共債窓販実績	取扱いなし
31. 経費の内訳	38	72. 公共債引受額	取扱いなし
32. 総資産経常利益率 *	37	73. 手数料一覧	30
33. 総資産当期純利益率 *	37	【その他】	
【預金に関する指標】		74. 当組合の考え方	1
34. 預金種目別平均残高 *	39	75. 沿革・歩み	27
35. 預金者別預金残高	39	76. 総代会について	22~23
36. 財形貯蓄残高	取扱いなし	77. 役員等の報酬体系	24
37. 職員1人当たり預金残高	39	〈地域貢献に関する事項〉	
38. 1店舗当たり預金残高	39	78. 地域・社会貢献活動の取組み	16~19
39. 定期預金種類別残高 *	39	79. 地域密着型金融の取組み	17~19
【貸出金等に関する指標】		80. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組み *	16, 17, 19
40. 貸出金種類別平均残高 *	39	81. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	19
41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	39		
42. 貸出金金利区分別残高 *	40		
43. 貸出金使途別残高 *	40		
44. 貸出金業種別残高・構成比 *	40		

ちゅうしん

夢☆応援します——



金沢中央信用組合